











後2時 25 分に双葉消防本部へ連絡。

その後、漏えい状況および原因を調査を実施したところ、当該重機の右手アーム回転用油圧ホース継手部からの漏えいであることを確認。1月10日、漏えい箇所の分解を実施した結果、継手部の緩みを確認。漏えいに至った原因は、作業によるアーム動作により、油圧ホースも追従する構造となっており、アームの繰り返し動作により継手部に負荷がかかり、徐々に継手部が緩んできたと推定。対策として、当該継手部の清掃、締付け、および類似継手部の締付け確認を行うとともに、当該重機の使用する際の始業前点検においては、継手部の緩みがないことを確認する。なお、漏えいした作動油については、別の小型重機で油吸着マットを使用して拭き取りを完了。

- ・平成26年1月17日午前9時頃、福島第一原子力発電所構内においてサブドレン浄化設備建屋設置工事の地盤改良に使用しているコンクリート圧送車から、制御油が地面に滴下していることを、協力企業作業員が発見した。漏えいした制御油については、プラスチックの容器に受けた後、制御油の元弁を全閉とし、同日午前9時 45 分頃、漏えいは停止した。プラスチックの容器に受けた油の量は約5リットルであり、また、地面上(砂利)に直径 10cm 程度の滴下跡を確認したため、吸着マットにて処理を行っている。本件について、同日午前10 時9分、双葉消防本部へ連絡している。また、現場の状況等について、現在調査している。

同日午後4時 45 分、双葉消防本部にて危険物の漏えい事象扱いであると判断された。なお、今回の油漏れの原因は、車体下部にある油配管ジョイント部耐圧ゴムホースの劣化による制御油漏れであると判断。また、プラスチックの容器に受けた油の量は約5リットルで、制御油系統内に残留した油の回収分を含むものであり、地面上(砂利)に染み込んだ油約 240cc については、当該箇所の砂利を除去し、回収している。

#### **【けが人・体調不良者等】**

[平成 26 年]

- ・平成 26 年1月 20 日午後0時 30 分頃、2号機原子炉建屋で全面マスクを着用して除染作業を行っていた作業員が、休憩のために1, 2号機サービス建屋休憩所で汚染検査を受けたところ、顔面(頬)および口内が汚染していることを確認。ただちに除染等を実施。

#### **【その他】**

[平成 26 年]

- ・現時点で特記事項なし。

以 上